

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3364号から第3369号まで)

令和8年7月23日

横情審答申第3364号から第3369号まで

令和 8 年 7 月 23 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

別表1の「諮問に係る文書番号」欄に記載の文書番号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1) 市内出張命令簿（令和5年度） (2) 市内出張旅費請求書（令和5年度） (3) 市内出張旅費請求書（令和6年度）」ほかの一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、別表 2 に掲げる行政文書を一部開示とした決定のうち、別表 4 に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和 6 年 7 月 26 日付で行った上記 1 記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 7 条第 2 項第 1 号及び第 5 号柱書に該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第 7 条第 2 項第 1 号の該当性について

ア 文書 2、文書 3、文書 5、文書 6、文書 10 から文書 12 まで、文書 14 から文書 17 まで、文書 20 及び文書 21 のうち職員番号は、個人に関する情報であって、開示されている職員の氏名と照合することにより、特定の個人を識別できるため、本号本文に該当する。また、慣行として公にされる情報にも職務遂行の内容に係る情報にも当たらないため、本号ただし書ア及びウに該当せず、イにも該当しないため、不開示とした。

イ 文書 15、文書 16、文書 18、文書 19、文書 22 及び文書 24 のうち会計年度任用職員の氏名及び印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、本号本文に該当する。また、横浜市職員録に掲載されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、本号ただし書アに該当せず、イ及びウにも該当しないため、不開示とした。

ウ 文書 5、文書 6、文書 11、文書 15 及び文書 16 のうち出張命令を受けた職員の自宅の最寄り駅が推測される出張経路等は、出張者が保有する定期券で精算された区間が記載されており、この区間は出張者の自宅から職場までの経路を含み、こ

れは出張者の最寄り駅が推測できる情報である。これらの情報は、開示されている職員の氏名と照合することにより、特定の個人を識別できるため、本号本文に該当する。

また、慣行として公にされる情報にも職務遂行の内容に係る情報にも当たらないため、本号ただし書ア及びウに該当せず、イにも該当しないため、不開示とした。

エ 文書4及び文書5のうち学校名、住所及び不開示とした出張先の最寄り駅が推測される出張経路、文書7から文書9までのうち令和元年5月7日以外の出張用件及び出張先並びに文書11、文書12、文書16、文書19、文書22及び文書24のうち出張用件は、開示されている出張用件等の情報及びその学校の生徒や保護者等の関係者であれば保有し、又は入手可能である情報と照合することにより、出張命令を受けた職員以外の特定の個人を識別することができることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、不開示とした。

オ 文書7のうち令和元年5月7日の出張用件及び出張先並びに文書13及び文書14のうち出張用件は、開示されている職員の氏名と照合することにより、特定の個人を識別できるため、本号本文に該当する。また、これらの出張用件及び出張先は、職務に専念する義務の免除を受けているものであり、職務遂行の内容に係る情報にも当たらないため、本号ただし書ウに該当せず、ア及びイにも該当せず、不開示とした。

カ 文書13及び文書14のうち出張先は、当該情報単独では特定の個人を識別することはできないが、開示されている情報、事件番号等の公になっている情報等の他の情報と照合することにより、出張命令を受けた職員以外の特定の個人を識別することができることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、不開示とした。

キ 文書20及び文書23のうち学校教育事務所の方面は、開示することにより、4つの方面別に設置されている学校教育事務所のうち、どの学校教育事務所の所管する地域に関する事案であるのか明らかになり、被害者周囲の関係者であれば保有し、又は入手可能な情報と照合することにより、出張命令を受けた職員以外の特定の個人を識別できるおそれがあることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、不開示とした。

(2) 条例第7条第2項第5号の該当性について

ア 文書1のうち出張用件及び出張先並びに文書5のうち出張用件、出張先及び不開示とした出張先と出張用件が推測される出張経路は、開示することにより、当該業務の用件の記載だけで従事する業務の内容が明らかとなり、当該業務に関し不当な働きかけが職員に対しなされるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号柱書に該当し、不開示とした。

イ 文書5及び文書6のうち学校名及び住所、文書7から文書10までのうち令和元年5月7日以外の出張用件及び出張先、文書11及び文書12のうち出張用件、文書13及び文書14のうち出張先並びに文書20及び文書23のうち学校教育事務所の方面は、開示されている情報、事件番号等の公になっている情報、学校の生徒や保護者等の関係者であれば保有し、又は入手可能である情報等と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。これらの情報が開示されると、当該事案の関係者が実施機関に対して不信感を覚え、その結果、実施機関との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導、援助が困難になるなど、今後の児童生徒の支援業務に支障が生じるおそれがあるため、本号柱書に該当し、不開示とした。

ウ 文書16及び文書19のうち出張用件は、検討過程での未成熟な情報が確定的情報と誤解され、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるなどにより適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号柱書に該当し、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 文書1から文書3まで

ア 適切な文書を公開することを求める。

イ 用件や出張先が個人情報となることはあり得ない。そもそも出張命令簿は情報公開請求の対象となることが分かり切っているのであるから、通常の自治体では個人情報となるような情報を用件や出張先に記載することはない。

(2) 文書4から文書6まで

ア 上記(1)ア及びイと同様の主張である。

イ 学校名や出張経路は個人情報ではない。西部方面教育事務所では全開示されている。

(3) 文書7から文書12まで

ア 上記(1)ア及びイと同様の主張である。

イ 出張経路や交通機関、運賃は個人情報ではない。教西指第259-2号文書においては全開示されている（定期券利用の場合は旅費が0円となっている）ので、全てそのような扱いをすべきである。

(4) 文書13及び文書14

上記(1)ア及びイと同様の主張である。

(5) 文書15から文書19まで

ア 上記(1)アと同様の主張である。

イ 会計年度任用職員の氏名・印影は個人情報ではない。任用の形態にかかわらず公務員の氏名は公開すべきである。東部方面教育事務所では開示されている。

ウ 上記(1)イ及び(3)イと同様の主張である。

(6) 文書20から文書24まで

ア 上記(1)アと同様の主張である。

イ 「方面」については開示されるべきである。別件決定において、各方面教育事務所の出張命令が開示されており、特定の日付において多く出張者を出している方面教育事務所が協力依頼を発出したことが明らかとなるものであり、「方面」によって個人が特定されることはあり得ない。

ウ 上記(1)イ及び(5)イと同様の主張である。

5 審査会の判断

(1) 出張命令簿及び出張旅費請求書に係る事務について

横浜市では、開示請求日時点では、横浜市職員出張及び旅費支給規程（平成12年10月達第22号）に基づき、職員の出張及びこれに係る旅費の支給を行っていた。

職員が出張するときは、出張を命ずる決裁文書に出張先、出張する具体的な目的又は出張用件、出張帰着日等を記入して決裁を受けることとされている。出張に係る旅費の支給を受けようとする職員は、請求書に必要な書類（旅費請求書（兼領収書）等）を添えて市長に提出しなければならない。これら手続は、通常、庶務事務システムを利用して電子申請で行う。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、令和6年5月に報道された横浜地方裁判所への実施機関職員の動員（以下「本件事案」という。）に係る出張先、出張経路、旅費等が記載された市内出張命令簿及び市内出張旅費請求書である。

当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、別表3のとおり不開示情報1か

ら不開示情報11までに分類し、それぞれの条例第7条第2項第1号及び第5号の該当性について判断する。

(3) 条例第7条第2項第1号の該当性及び条例第8条第2項による一部開示について

ア 条例第7条第2項第1号は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

ただし、同号ただし書では、「ア 法令若しくは条例・・・の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ さらに、条例第8条第2項は、「開示請求に係る行政文書に前条第2項第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と、行政文書の一部開示について規定している。

ウ 本件審査請求文書は、実施機関職員に係る市内出張命令簿及び市内出張旅費請求書であり、全体が一体として条例第7条第2項第1号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(ア) 不開示情報1及び不開示情報2について

不開示情報1には職員の職員番号が、不開示情報2には会計年度任用職員の氏名及び印影が記載されている。

職員番号は、人事管理、労務管理等に使用するため、職員ごとに付与される

個人識別番号であり、一般に公表していないことから、条例第7条第2項第1号ただし書アに該当せず、イ及びウにも該当しない。

また、会計年度任用職員の氏名は横浜市職員録に掲載されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないため、同号ただし書アに該当せず、イ及びウにも該当しない。

次に、条例第8条第2項による一部開示について検討すると、これらは「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」に該当するため、条例第8条第2項による一部開示の対象とはならない。

(イ) 不開示情報3について

不開示情報3には、出張命令を受けた職員の通勤定期券の鉄道利用区間のうち出張先への鉄道利用区間と重複している区間の駅名、鉄道名、運賃及び距離、当該区間が含まれる出張に要した運賃並びに当該区間が含まれる出張が記載された頁の合計運賃（以下「定期券利用区間の駅名等」という。）が記載されている。これらの情報は、当該職員の住所を推測させる情報と認められる。

出張に際しての出張先への鉄道利用区間に関する情報のうち職員の住所を推測させる情報である当該職員の定期券利用区間の駅名等は、条例第7条第2項第1号ただし書ウの公務員の職務遂行の内容に係る部分に該当するものとは認められない。

また、職員の住所を推測させる情報は、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されているものとはいえないことから、同号ただし書アに該当せず、イにも該当しない。

(ウ) 不開示情報4について

不開示情報4には、職員の職務外の用件及び用務先が記載されている。当審査会が見分したところ、これらの情報は、職務遂行に係るものとは認められなかった。したがって、条例第7条第2項第1号ただし書ウに該当せず、ア及びイにも該当しない。

(エ) 不開示情報5、不開示情報7及び不開示情報8について

不開示情報5及び不開示情報8には本件事案以外の用件に係る職員の出張先及びその最寄り駅並びに通勤定期券利用区間以外の出張経路及び運賃が、不開示情報7には法廷番号及び学校教育事務所の方面が記載されている。

このうち、別表4に掲げる部分は、出張命令を受けた職員の職務遂行の内容

に係る部分であり、条例第7条第2項第1号ただし書ウに該当する。

なお、当該職員以外の特定の個人を識別できるもの又は当該職員以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められない。

その余の部分は、出張命令を受けた職員の職務遂行の内容に係る部分であるが、他の情報と照合することにより当該職員以外の特定の個人を識別できる情報であることから、条例第7条第2項第1号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(オ) 不開示情報9について

不開示情報9には、実施機関の附属機関の部会名が記載されている。この情報は、出張命令を受けた職員の職務遂行の内容に係る部分であり、条例第7条第2項第1号ただし書ウに該当する。

なお、当該部会の事案の詳細は公表していないことから、開示したとしても当該職員以外の特定の個人を識別できるもの又は当該職員以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められない。

(カ) 不開示情報6及び不開示情報10について

不開示情報6及び不開示情報10には、児童生徒に対する実施機関の具体的な支援業務内容等が記載されている。これらの情報は、出張命令を受けた職員の職務遂行の内容に係る部分であるが、本件においては、他の情報と照合することにより当該職員以外の特定の個人を識別できる情報であることから、条例第7条第2項第1号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

なお、不開示情報10について、実施機関は条例第7条第2項第5号柱書にも該当すると主張するが、上記のとおりであるから、同号柱書について判断するまでもなく、不開示は妥当である。

(4) 条例第7条第2項第5号の該当性について

ア 条例第7条第2項第5号柱書は、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 不開示情報7及び不開示情報8について

上記(3)ウ(エ)のとおり、特定の個人を識別することができるとはいえないため、

今後の児童生徒の支援業務に支障が生じるおそれがあるとは認められず、開示すべきである。

ウ 不開示情報9について

上記(3)ウ(ウ)のとおり、特定の個人を識別することができるとはいえないため、附属機関の部会として公正な判断に支障を来すおそれがあるとは認められず、開示すべきである。

エ 不開示情報11について

不開示情報11には、適性検査採点業務に係る出張用件、出張先、出張先の最寄り駅、出張経路及び運賃が記載されている。実施機関に当該業務について確認したところ、複数の職員が毎年応援に入っており、同じ職員が同じ学校の採点業務に従事するというルールがあるわけではないとのことであった。そのため、これらの情報が公になることで職員に対して不当な働きかけ等が行われ、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、開示すべきである。

(5) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定のうち、別表4に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

(第六部会)

委員 松村雅生、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

別表1 本件審査請求に係る諮問書及び弁明書の写し受理日ほか

答申番号	諮問に係る文書番号	諮問書及び弁明書の写し 受理日
第3364号	令和6年10月2日教教育第551号	令和6年10月2日
第3365号	令和6年10月16日教東指第450号	令和6年10月16日
第3366号	令和6年10月16日教北総第298号	
第3367号	令和6年10月16日教東総第411号	
第3368号	令和6年10月16日教北指第579号	
第3369号	令和6年10月16日教南指第527号	

別表2 本件審査請求文書

答申番号	文書	名称
------	----	----

第3364号	文書 1	市内出張命令簿（令和 5 年度）
	文書 2	市内出張旅費請求書（令和 5 年度）
	文書 3	市内出張旅費請求書（令和 6 年度）
第3365号	文書 4	令和 5 年度出張命令簿
	文書 5	令和 5 年度市内出張旅費請求書
	文書 6	令和 6 年度市内出張旅費請求書
第3366号	文書 7	市内出張命令簿（平成31年度）
	文書 8	市内出張命令簿（令和 5 年度）
	文書 9	市内出張命令簿（令和 6 年度）
	文書10	市内出張旅費請求書（平成31年度）
	文書11	市内出張旅費請求書（令和 5 年度）
	文書12	市内出張旅費請求書（令和 6 年度）
第3367号	文書13	市内出張命令簿（平成31年度、令和 5 年度）
	文書14	市内出張旅費請求書（平成31年度、令和 5 年度、令和 6 年度）
第3368号	文書15	平成31年度市内出張旅費請求書
	文書16	令和 5 年度市内出張旅費請求書
	文書17	令和 6 年度市内出張旅費請求書
	文書18	平成31年度市内出張命令簿
	文書19	令和 5 年度市内出張命令簿
第3369号	文書20	市内出張旅費請求書（令和 5 年度・職員分）
	文書21	市内出張旅費請求書（令和 6 年度・職員分）
	文書22	市内出張旅費請求書（令和 5 年度・会計年度任用職員分）
	文書23	市内出張命令簿（令和 5 年度・職員分）
	文書24	市内出張命令簿（令和 5 年度・会計年度任用職員分）

別表 3 不開示情報

不開示情報	実施機関が不開示とした部分	不開示条項
不開示情報 1	職員番号（文書 2、文書 3、文書 5、文書 6、文書10から文書12まで、文書14から文書17まで、文書20、文書21）	条例第 7 条第 2 項第 1 号
不開示情報 2	会計年度任用職員の氏名及び印影（文書15、文書16、文書18、文書19、文書22、文書24）	
不開示情報 3	通勤定期区間が含まれる出張経路等（文書 5、文書 6、文書11、文書15、文書16）	
不開示情報 4	職務外の用件に係る情報（文書 7、文書13、文書14）	
不開示情報 5	令和 6 年 2 月21日、同月28日及び 3 月 1 日出張先（文書 4）、令和 6 年 2 月21日及び同月28日出張先、出張先の最寄り駅及び通勤定期券利用区間以外の出張経路・運賃（文書 5）	
不開示情報 6	出張用件（文書22、文書24）	
不開示情報 7	法廷番号及び学校教育事務所の方面（文書 7 から文書 9 まで、文書11から文書14まで、文書20、文書23）	条例第 7 条第 2 項第 1 号及び第 5 号

不開示情報 8	本件事案以外の訴訟に関する情報（文書 4、文書 5、文書 8、文書 11）	
不開示情報 9	令和 6 年 3 月 22 日の出張用件（文書 16、文書 19）	
不開示情報 10	令和 6 年 1 月 12 日の出張用件（文書 16、文書 19）	
不開示情報 11	適性検査採点業務に関する情報（文書 1、文書 5）	条例第 7 条第 2 項第 5 号

別表 4 不開示部分のうち開示すべき部分

不開示情報	文書	開示すべき部分
不開示情報 5	文書 4	2 頁目の全て
	文書 5	2 頁目令和 6 年 2 月 28 日「出張先／住所・所在地」欄 2 行目の全て並びに「経路・交通機関」欄 2 行目 5 文字目から行末まで及び 3 行目 1 文字目から 6 文字目まで、2 頁目令和 6 年 2 月 21 日「出張先／住所・所在地」欄 2 行目の全て並びに「経路・交通機関」欄 2 行目 5 文字目から行末まで及び 3 行目 1 文字目から 6 文字目まで、3 頁目令和 6 年 2 月 28 日「出張先／住所・所在地」欄、「経路・交通機関」欄、「運賃（円）」及び「本頁の合計」欄の全て
不開示情報 7	文書 7	4 頁目 5 月 9 日「用件及び出張先」欄の全て、5 頁目 6 月 6 日「用件及び出張先」欄の全て
	文書 8	24 頁目 3 月 19 日「用件及び出張先」欄の全て
	文書 9	4 頁目の全て
	文書 11	23 頁目令和 6 年 3 月 19 日「出張用件／摘要」欄の全て
	文書 12	4 頁目令和 6 年 4 月 24 日「出張用件／摘要」欄の全て
	文書 13	1 頁目の全て、2 頁目 7 月 11 日「用件及び出張先」欄の全て
	文書 14	2 頁目令和 1 年 7 月 11 日「出張先／住所・所在地」欄の全て
	文書 20	23 頁目令和 6 年 3 月 1 日「出張用件／摘要」欄の全て
	文書 23	22 頁目の全て
不開示情報 8	文書 4	1 頁目及び 5 頁目の全て
	文書 5	5 頁目令和 6 年 3 月 8 日「出張用件／摘要」欄の全て
	文書 8	24 頁目 3 月 13 日「用件及び出張先」欄の全て
	文書 11	23 頁目令和 6 年 3 月 13 日「出張用件／摘要」欄の全て
不開示情報 9	文書 16	14 頁目令和 6 年 3 月 22 日「出張先／住所・所在地」欄の全て
	文書 19	4 頁目の全て
不開示情報 11	文書 1	10 頁目の全て
	文書 5	4 頁目令和 6 年 2 月 3 日の全て

（注意）

文字数は、1 行に記録された文字を左詰めにして数える。記号は 1 文字と数える。空白は行、文字数に数えない。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 7 年 12 月 11 日 (第 2 回 第六部会)	・ 審議
令和 8 年 2 月 12 日 (第 3 回 第六部会)	・ 審議
令和 8 年 5 月 14 日 (第 4 回 第六部会)	・ 審議
令和 8 年 6 月 11 日 (第 5 回 第六部会)	・ 審議